

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成27年9月10日 08時55分ごろ
発生場所	阪神港 ^{さかいせんぼく} 堺 ^{やまと} 泉北 ^{いずみきた} 区の堺航路 堺 ^{やまと} 泉北大 ^{いずみきた} 和川南防波堤北灯台から真方位115°4,870m付近 (概位 北緯34°35.2′ 東経135°26.2′)
事故の概要	油タンカー第二十二 ^{みなと} 港丸は、東進中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	平成27年10月5日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	油タンカー 第二十二港丸、60トン 128785、港石油株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	船尾船底部に破口、逆転減速機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	船長は、主機の排気色及び回転数がふだんと違うと感じて機関室に入ったところ、機関室床面に海水が滞留していることを認めた。 本船は、船底調査が行われた結果、破口が発見された。 機関長は、本事故当日、ビルジの量が機関室床面より下方であることを確認していた。 船長は、本事故後の造船所における修理において、機関室の船底外板2か所に破口があることを確認し、同破口は、落下した金属部品による電解腐食によって生じたものであると思った。
分析	本船は、機関室の船底外板に破口が生じたことから、機関室に海水が流入したものと考えられる。 機関室の船底は、落下した金属部品による電解腐食が進行して破口が生じた可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船の機関室の船底外板に破口が生じたため、機関室に海水が流入して浸水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・機関室の船底は、定期的に清掃を行い、ビルジ量の増加に注意すること。

	・ 船底外板の板厚計測を定期的を実施すること。
--	-------------------------